の項中「(116の2-A)」を「(116の3-A)」に、「(116の2-B)」を「(116の3-B)」に改め、同部分非常電話の項中「(116の2)」を「(116の4)」に改め、同部分待避所の項中「(116の3)」を「(116の5)」に改め、同部分非常駐車帯の項中「(116の4)」を「(116の6)」に改め、

「

道路の通称名  (119-A)	道路の通称名  (119-B)

」を「

道路の通称名  (119-A)	道路の通称名  (119-B)

」に改める。

別表第二の備考一の(一)の1中「案内標識（」の下に「サービス・エリア、道の駅及び距離」、」を加え、「の予告」を「、道の駅の予告」に改め、同表の備考一の(一)中34を36とし、31から33までを三ずつ繰り下げ、同表の備考一の(一)の30中「29」を「31」に改め、同表の備考一の(一)中30を32とし、17から29までを二ずつ繰り下げ、同表の備考一の(一)の16中「サービス・エリアの」を「サービス・エリア、道の駅及び距離」、「サービス・エリアの」に、「に設置」を「及び道の駅に設置」に、「休憩所、給油所、自動車修理所又は駐車場」を「利便施設」に改め、後段として次のように加える。

また、当該標示板の文字に道の駅の名称を用いた場合において必要があるときは、当該標示板に道の駅を表す記号を表示することができる。

別表第二の備考一の(一)中16を18とし、10から15までを二ずつ繰り下げ、9を10とし、同表の備考一の(一)の10の次に次のように加える。

11　「入口の方向」及び「入口の予告」を表示する案内標識の標示板の文字には、路線番号、入口番号及び入口の名称を用いることができる。

別表第二の備考一の(一)中8を9とし、3から7までを一ずつ繰り下げ、同表の備考一の(一)の2中「ローマ字」を「英語による表示」に改め、同表の備考一の(一)中2を3とし、同表の備考一の(一)の1の次に次のように加える。

2　案内標識の英語による表示は、国土交通大臣が定めるところによるものとする。